

～若者・高齢者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施します。～

若者をねらった悪質業者の手口はますます巧妙になっています。若者の消費者被害の救済と未然防止、トラブル対応に関する情報提供を目的に、新潟市消費生活センターでは、関東甲信越ブロック 1 都 9 県 6 政令指定都市及び国民生活センターと共同で、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します。

キャンペーンの期間中は、啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示や、特別相談『若者トラブル 110 番』等を実施します。

また、県内の消費センター等でも若者や高齢者に対する被害防止共同キャンペーンを同時に実施します。

◆期間

平成 24 年 1 月～3 月まで

◆参加機関

新潟市・東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・新潟県・長野県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・国民生活センター・県内消費センター等

◆主な内容

・特別相談『若者トラブル 110 番』を実施します。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 日 時 | 平成 24 年 1 月 26 日（木）～27 日（金） |
| 2 相談時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 |
| 3 電話番号 | 025-228-8100（相談直通） |

※ 直接消費生活センターに来所されての相談も可能です。（西堀ローサ内）

・特別相談『高齢者トラブル 110 番』を実施します。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 日 時 | 平成 24 年 2 月 23 日（木）～24 日（金） |
| 2 相談時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 |
| 3 電話番号 | 025-228-8100（相談直通） |

※ 直接消費生活センターに来所されての相談も可能です。（西堀ローサ内）

・成人式にフリーペーパーを配布します。

・ポスターの掲示やリーフレットを配布します。

市の施設等